

留学エージェント業務約款

V20230925

第1条 (適用範囲)

1: 当社が申込者との間で締結する留学に関するサービス業務に関する契約(以下留学サービス業務契約という)は、本約款に定めるところによります。

2: 本約款に定めのない事項については、各国の現地法令、または一般の慣習によります。

第2条 (申込者の条件)

本約款で当社が提供できるサービスについて、申込みができる申込者(以下申込者という)は、次の各条件を満たした者に限ります。

一: 申込み手続きを行う学校、留学プログラム、その他留学に付随するサービスが規定する年齢、性別、資格、技能その他参加、入学条件を満たしていること。

二: 申込者(同居親族を含む)が反社会的団体員でないこと、または同団体との付合いが一切ないこと。

第3条 (用語の定義)

1: 本約款で「エージェント契約」とは、当社が提供する各種留学サービス業務を申込者が当社に申込み、当社が引き受けることで成立する契約をいいます。

2: 本約款のドル表示は、「米ドル」を差し、当社が提供する各種留学サービス業務をアメリカ留学に適用される申込者が支払う通貨のことをいう。

第4条 (サービス業務・サービス料金)

当社が提供するサービス業務は、エージェント業務約款契約を締結後に行います。

当社が実施するサポート業務は次の各号に規定される支援業務であり、教育機関や滞在先など当社以外の機関との契約について、当社は履行義務を含む一切の責任を負いません。

当社が行うサービス業務は次の各号の通りになります。

1: 留学サービス内容: 基本サービス (各国共通サービス)

一: 留学前の相談受付

二: 希望学校の選定作業と学校の調査作業

三: 学校費用の見積り

四: 当社が提携する各種学校への入学手続きの代行、テストの手配

五: 申込した学校の入学日の案内

六: 申込した学校の入学許可証もしくは入学受取証の申込者へ転送

七: 各種学校が運営する滞在先と空港迎えの申込み手続き

八: 学校以外の機関が運営する滞在先管理会社の紹介

九: 航空券購入・旅行代理店のご紹介

十: 留学保険会社のご紹介

十一: 学校費用の代金預かりと支払い(海外送金) 代行

十二: 各国現地サポートオフィスの御紹介

十三: 卒業後の進路のご相談

2: サービス料金 (基本)

特別な場合を除き、基本サービス料金無料になります。

3: サービス料金 (基本サービス外)

例外的に各サービス代金として下記各号の料金を頂きます。各国共通、特約の国名記載の場合はその留学先国でのみの料金適用となります。全ての有償サービスは、事前に申込者へ告知を行い進めています。

【緊急手配料金】 料金: 33,000 円(税込)

料金適用対象者: 当社スタッフが申込書を受け取った日から出発日までを起算して30日を割りこんでいる場合

【申込変更手数料料金】 料金: 33,000 円(税込)

料金適用対象者: 当社がサービスを提供する業務約款の成立後に行われる各種学校、その他留学プログラム、(滞在先機関への変更依頼も含む)の変更手続きを行う方。申込者の都合により請求書・契約書類の再発行が生じた場合。

但し、次の各号にあてはまる場合は、変更手続きが行えません。

一. 代金の支払いがすでに完了している場合。

二. 変更受付日から起算して、各契約(留学プログラムや滞在先など)の開始日までの日数が31日未満の場合。

【その他の特別手配料金】

申込者の状況により、本来当社が申し込み希望者の留学手続きを承ることが難しい状況でどうしても留学手続きを行いたい場合は、当社スタッフより手配料金をご提示します。

6: 学校、滞在先機関の契約期間について

学校の留学プログラム契約期間や滞在先の契約期間は、契約時に必ず最終確認をさせて頂きます。

当社では、ご希望の留学プログラム通りの期間、ご希望の滞在先期間をお客様の入力により受け付けますので、申込者が間違った期間を入力されている場合もその通りの期間の受付作業を行いますので、ご注意ください。

第5条 (エージェント契約の申込み)

申込者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。当社が別に定める金額がある場合は、申込者は、その金額を当社へ支払いを行います。

第6条 (契約締結の拒否)

当社は、次の各号に掲げる場合においては、エージェント契約の締結を拒否することができます。この場合、締結拒否については、当社と申込者本人におけるものとし、申込者が、各学校や留学プログラム提供企業と別の契約を締結している場合は、その契約に従うことになります。

1 申込者が申込者に行う留学サービス提供可能チェックにより留学計画が進められないと判断した場合。

2 申込者が年齢、資格、技能、その他の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

3 申込者が過去に何らかの精神疾患を持っており、発症する可能性がある場合。

4 申込者が作為、不作為にかかわらず当社の手に支障を招来する場合。

5 申込者が申込書類などを期日までに提出しなかったとき。

6 申込者の連絡先に当社から電話または電子メールにより連絡をするも期日までに、申込者から返信を頂けないとき。

7 下記内容の問題をお持ちの方。

一過去に、海外の滞在先国へのビザ取得拒否、入国拒否をされたことがある方。

二過去に、海外渡航先で、入国時に質問を受けたり止められたりしたことがある。

三過去に、海外渡航先のビザ申請において、ビザ取得までに入国履歴や過去のビザに関して移民局より質問を受けたことがある。

四過去に、海外の滞在先国から国外退去を命じられたことがある。

五過去に、海外の滞在先国で警察機関に拘留されたことがある。

六過去に、滞在先国へのビザ申請時に移民局より申請目的や書類提出を求められたことがある

七過去に、海外の滞在先国で犯罪(軽犯罪を含む)を起こしたことがある。

第7条 (契約の成立時期)

エージェント契約は、当社がエージェント契約の締結を承諾し、申込者が【留学エージェント業務約款 V20230925】に同意の意向を表明いただき、当社が受理した時点で成立します。

第8条 (申込者からの契約変更)

1: 申込者は、エージェント契約成立後に行われる各種学校、滞在先、その他留学プログラム、の変更手続きは、下記条件により、申込変更手数料金を支払うことで変更できます。変更手続きは当社が代行手続きを行います。

但し、次の各号にあてはまる場合は、変更手続きが行えません。

一 代金の支払いがすでに完了している場合。

二 変更受付日から起算して、各契約(留学プログラムや滞在先など)の開始日までの日数が31日未満の場合。

2: 申込者の変更通知は、電子メールもしくは郵送のみにですることができます。この場合は、当社が前記に定めた当該方法により契約変更の申告を受け取った日とします。ただし、学校の提供する留学プログラムや滞在先機関との契約により、変更に伴い、別途変更手数料がかかる場合、もしくは変更できない場合は、別途当該の契約事項に従う必要があります。

第9条 (当社からの契約変更)

当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公庁の命令など不可抗力による事態が発生し、当社の当初のサービス業務の履行が出来ない場合は、申込者に速やかに事情説明の上、契約内容を変更、解除することができるものとします。

第10条 (申込者からの契約キャンセル)

1. 申込者はいつでも各号に定める取り消し料金を当社に支払うことによりエージェント契約をキャンセルできます。

出願費用の支払い前: 無料

学校への申し込み手続き開始後: 110,000 円(税込)

申込者が、当該留学エージェント契約とは別に、契約を交わす学校との契約書、滞在先などの契約については、その契約先との規定がございませぬので、それらの契約は、契約ごとの規定を順守してください。

契約キャンセルの通知は、電子メール、郵送にて受け付けます。契約キャンセルの受付日は、当社がそれら方法により契約キャンセルの申告を受け取った日とします。

2. 申込者は、次の場合は、前項(10条の1項)の規定にかかわらず、キャンセル料金を支払うことなくエージェント契約をキャンセルできます。但し、申込者が契約している学校・滞在先などの機関との契約はその契約別に規定を順守して下さい。

天災地変、戦乱、暴動、官公庁の命令など不可抗力により事態が発生し、エージェント契約のサービス業務の実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

ビザのキャンセル及びビザが取得できなかった場合は、キャンセル料金の支払いになります。

3. 教育機関・滞在先を含む留学プログラムへの不満など申込者の自己都合による学校契約・滞在先契約の取り消しについては、契約を行う学校の規定書、滞在先の規定書によります。

第11条 (当社からの契約キャンセル)

当社は次の各号に該当する事由がある場合は、当社は、いつでもエージェント契約の全部または一部をキャンセルすることができます。

一: 当社が申込者に行う留学サービス提供可能チェックにより留学計画が進められないと判断した場合。

二: 申込者が年齢、資格、技能、その他の条件を満たしていないことが明らかになったとき

三: 申込者が当社の手に支障をきたす場合

四: 申込者が申込書類などを期日までに提出しなかったとき

五: 申込者の連絡先に当社から電話または電子メールにより連絡をとっても返信をいただけないとき

六: 申込者が各滞在先機関で滞在中に、同じ部屋に住んでいる人、もしくは近隣住民の生活を妨げる行為をした場合や各種学校での暴行が劣悪であった場合などにより、当社の信頼を害する事由があった場合。

七: 申込者が過去に何らかの精神疾患を持っており、発症する可能性がある場合。

上記各号により当社が損害を被った場合、損害賠償を請求する場合がございます。

第12条 (当社の責任)

一: 当社は各留学プログラム手配の履行にあたり、故意、または過失により、申込者に損害を与えた場合は、その損害の相当額を賠償いたします。但し、申込者が契約書類の確認を行っている場合は、当社は責任を一切負いません。

二: 申込者が次の各号の事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は、一切の責任を負いません。

A: 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる日程の変更もしくは中止による損害。

B: 運送、宿泊期間などのサービス提供の中止や遅延、不通、スケジュール変更・経路変更またはこれらのために生じる日程の変更、もしくは中止、自由行動中の事故、食中毒、盗難など。

C: 官公署の命令、外国人の出入国の規制、伝染病による隔離または、これらのために生じる日程の変更もしくは中止による損害。

D: 留学滞在中における学校施設や、宿泊施設の備品の破損などによる損害。

E: 専門学校におけるコース変更、カリキュラム変更による分割支払いの授業料金の金額の変更における損害。

F: 学校の規定変更による、カリキュラムの変更・コース時間の変更による留学生活の変化における心身がこむる損害

G: 学校の規定変更におけるために付随する滞在先の問題による損害。

H: 各国ビザの取得が出来なかった場合による損害。

三: 学校が閉鎖(倒産)をした場合、当社では、授業料その他費用に関する責任を負いません。

四: 学校が予告なく、カリキュラムの変更・コース時間の変更をする場合がございます。それらに対する当社は一切の責任を負いません。学校が開講予定コースを定員が満たないなどの事情により、コースが開講されない場合などが発生した場合、代替のコースやキャンパス移動など学校の指示に従って頂きます。

第13条 (申込者の責任)

一: 申込者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくは申込者が本契約の記載事項を守らなかったことにより、当社が損害を受けた場合は、申込者は、損害の賠償をしなければなりません。

二: 申込者は、エージェント契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、申込者の権利義務その他のエージェント契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

三: 申込者は、身体的、精神的病状など含むより何らかの事件、事故が発生する可能性がある事は全て当社に報告する義務があります。また、それに関するいかなる損害に対しても当社は責任を負いません。

四: 申込者は、留学開始後において、契約書面に記載された留学業務サ

ービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる留学業務サービスが提供されたと認識したときは、留学地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該留学サービス提供者に申し出なければなりません。

五：現地での申込者の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、申込者の不注意による荷物紛失、忘れもの回収に伴う諸費用が発生した場合は、それらの費用は、申込者が負担します。

六：現地にて申込した学校の延長は必ず当社にご連絡ください。

七：申込者は、それぞれの留学する国の法律を順守しなければなりません。

八：申込者は、申込みをした留学プログラムをプログラム開始後、途中でやめる場合は、必ず当社に連絡しなければなりません。

第 14 条（個人情報の取り扱いについて）

当社は、申込者の同意のもとに得た個人情報は、個人情報保護法に基づき、留学サービス業務以外の目的には一切使用しません。ただし、緊急事故対応及びサポートなど必要な範囲に応じて、当社提携企業などに情報開示することがございます。

第 15 条（契約期間）

当社と申込者における契約期間は、契約の成立時から、申込を行った留学プログラムの就学期間とします。就学プログラムの申込をしていない方は、その申込されたプログラムの終了時とします。

上記約款は、2023 年 9 月 25 日に改訂されたものです。

株式会社 LALALA Plus

当社留学エージェントの【留学エージェント業務約款 V20230925】をご理解、同意の上、当社を利用することを契約するサイン（日付、名前）を下記に入れてください。

契約締結日 _____

申込者名前 _____

<郵送先>

〒150-0011 東京都渋谷区東 2-17-11 東 SS ビル 7 階
株式会社 LALALA Plus

